



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 12 日(金)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (51) (森林・林業総室) 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、林業・木材産業改善資金の償還期間について特例措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例措置に、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な資金を借り入れる場合の償還期間を12年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする措置を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(貸付金の償還方法等) 第5条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が同法第12条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u>	(貸付金の償還方法等) 第5条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(4) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。